

一般社団法人 富山湾・黒部峡谷・越中にかわ観光圏協議会  
令和6年度定時社員総会

日時 令和6年6月27日（木）午前10時45分～

場所 黒部市芸術創造センターセレネ 小ホール

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

報 告

（1）報告第1号 観光圏協議会顧問の就任について

議 案

（2）議案第1号 観光圏協議会理事及び監事の選任について

（3）議案第2号 令和5年度事業報告について

（4）議案第3号 令和5年度収支決算について

（5）議案第4号 令和6年度事業計画について

（6）議案第5号 令和6年度収支予算について

4 閉 会



報告第1号

富山湾・黒部峡谷・越中にいかわ観光圏協議会顧問の就任について

役職	就任	辞任
顧問	佐橋真人 (国土交通省北陸信越運輸局 局長)	平井隆志 (国土交通省北陸信越運輸局 局長)
	田中雅敏 (富山県地方創生局 局長)	竹内延和 (富山県地方創生局 局長)

令和6年6月27日 報告

一般社団法人富山湾・黒部峡谷・越中にいかわ  
観光圏協議会 会長 武隈 義一

議案第1号

富山湾・黒部峡谷・越中にいかわ観光圏協議会理事及び監事の選任について

	氏名	新任・再任 の別
理事	武隈 義一 (黒部市長)	再任
	水野 達夫 (滑川市長)	再任
	村椿 晃 (魚津市長)	再任
	笹島 春人 (入善町長)	再任
	笹原 靖直 (朝日町長)	再任
	大愛 高義 (魚津商工会議所会頭)	再任
	川端 康夫 (黒部商工会議所会頭)	再任
	藤井 開 (入善町商工会会長)	再任
	深松 隆 (朝日町商工会会長)	新任
	中川 千映 (富山県地方創生局観光振興室観光戦略課長)	新任
監事	佐々木 祐司 (魚津タクシー協会 代表)	新任
	加藤 好進 (一般社団法人朝日町観光協会 会長)	新任

令和6年6月27日 提出

一般社団法人富山湾・黒部峡谷・越中にいかわ  
観光圏協議会 会長 武隈 義一

議案第2号

令和5年度 富山湾・黒部峡谷・越中にかわ観光圏協議会事業報告  
について

令和6年6月27日 提 出

一般社団法人富山湾・黒部峡谷・越中にかわ  
観光圏協議会 会長 武 限 義 一

記

令和5年度 富山湾・黒部峡谷・越中にかわ観光圏協議会事業報告

令和5年度  
一般社団法人富山湾・黒部峡谷・越中にいかわ観光圏協議会事業報告

会議の開催

■理事会（1回）・総会（1回）

- ・令和5年度の富山湾・黒部峡谷・越中にいかわ観光圏協議会の事業計画及び予算の承認を諮るため、各理事、社員を招集し、理事会及び定時社員総会を開催した。
- ・第1回 理事会・定時社員総会（6/29 黒部市芸術創造センターセレネ）

■幹事会（1回）

- ・令和5年度の業務を執行することを目的に、各市町の課長及び担当者、商工団体、観光団体で構成された幹事会を開催した。
- ・第1回 幹事会議（6/12 黒部市役所）

■担当課長会議（5回）

- ・協議会の円滑な運営を補助することを目的に、各市町の課長及び担当者で構成された担当課長会議を開催した。
- ・第1回 市町担当課長・担当者会議（5/29 黒部市役所）
- ・第2回 市町担当課長・担当者会議（8/22 黒部市役所）
- ・第3回 市町担当課長・担当者会議（10/12 黒部市役所）
- ・第4回 市町担当課長・担当者会議（11/2 くらべ市民交流センターあおーよ）
- ・第5回 市町担当課長・担当者会議（12/4 くらべ市民交流センターあおーよ）

■担当者会議（5回）

- ・事業計画に基づき、具体的な実務の検討を行うとともに観光庁の補助事業をはじめ、各事業実施に係る意見調整のため、市町担当で構成された担当者会議を開催した。
- ・第1回 担当者会議（5/19 黒部市役所）
- ・第2回 担当者会議（7/18 黒部市役所）
- ・第3回 担当者会議（9/11 黒部市役所）
- ・第4回 担当者会議（10/3 黒部市役所）
- ・第5回 担当者会議（2/15 黒部市役所）

①にいかわ地域誘客促進事業 5,022,473 円  
【予算額：5,200 千円】

- 北陸デスティネーションキャンペーン関連事業費（実績額:3,823,473 円）
  - ・11/8 北陸デスティネーションキャンペーンに向けた「全国宣伝販売促進会議（福井県福井市）」において、にいかわ観光圏として PR ブースを出展。ノベルティとしてトートバッグを作製し、観光パンフレット等とともに参加者へ配布。
  - ・全国の旅行会社、JR グループ、メディア関係者等を対象に、にいかわ地域の観光施設の PR、旅行商品の紹介、観光素材・商品の商談会が行われた。
  - ・11/9～10「エクスカーション」では、全国の旅行会社担当者等ににいかわ地域の観光施設を実際に巡ってもらうとともに、交流会ではにいかわ地域の食材を使用した料理とお酒が振る舞われ、観光情報とともに食の魅力発信を行った。詳細は別添の報告書 P3-10 のとおり

- 観光プロモーション事業費（実績額:1,199,000 円）
  - ・北陸新幹線敦賀開業により来訪が期待できる首都圏又は関西圏を中心にプロモーションを実施。旅行情報サイトの SNS 等を活用したデジタルマーケティングのほか、北陸新幹線敦賀開業の好機を捉え WEB、旅行情報誌面での特集記事掲載など、各種プロモーション手法を活用し、春シーズンに向けたにいかわ地域 3 市 2 町の認知度向上、誘客促進に資するプロモーションを展開した。詳細は別添の報告書 P11-25 のとおり

②情報発信事業 1,425,500 円  
【予算額：1,427 千円】

- にいかわ観光圏ホームページサーバー管理委託料（実績額：126,500 円）
  - ・ホームページを活用した情報発信のためのホームページサーバー管理費用。
- にいかわ観光圏ホームページ改修委託料（実績額：99,000 円）
  - ・にいかわ観光圏ホームページにおいて、滑川市のバナー追加、エリア図の変更など改修を実施した。
- 観光局情報発信委託料（実績額：1,200,000 円）
  - ・にいかわ観光圏管内で実施するイベントや観光情報を黒部市地域観光ギャラリー、各観光案内所において宣伝及び情報発信業務を委託した。詳細は別添の報告書 P26-27 のとおり

③地域の人材育成・連携強化事業

0円

【予算額：290千円】

○研修会・先進地視察等

- ・にいかわ地域の観光振興を担う人材の育成を図るための研修会等を下半期に実施する予定だったがR5年度は実施せず。

④インバウンド対策推進事業

4,780,035円

【予算額：4,820千円】

○インバウンド対策・誘客促進事業（3,323,635円）

- ・9/25～27 台湾、2/29～3/2 シンガポールへ出向しセールスコール（台湾 17 社、シンガポール 10 社）を実施。現地の旅行会社、メディア関係者へ富山県、にいかわ地域の観光商品・素材のPRを行った。
- ・コロナ禍の間はオンラインによる商談会を実施していたが、令和5年度は実際に現地に出向し各市町の担当者からセールスコールを実施した。  
詳細は別添報告書 P28-50 のとおり
- ・広告宣伝として、香港から人気ブロガーに実際ににいかわ地域を訪問いただき、SNSを通じた情報発信を行ったほか、台湾向けに、WEB、旅行情報誌面への記事掲載、中国大陸向けに、人気ブロガーへの素材提供を通じたPRを実施した。  
詳細は別添報告書 P51-74 のとおり

○多言語パンフレット作成（1,456,400円）

- ・にいかわ観光圏協議会のパンフレットに滑川市を追加したものを作成（日本語版、繁体字版、英語版）。



議案第3号

令和5年度 富山湾・黒部峡谷・越中にかわ観光圏協議会収支決算  
について

令和6年6月27日 提 出

一般社団法人富山湾・黒部峡谷・越中にかわ  
観光圏協議会 会長 武 限 義 一

記

令和5年度 富山湾・黒部峡谷・越中にかわ観光圏協議会収支決算

(一社)富山湾・黒部峡谷・越中にいかわ観光圏協議会 令和5年度 決算

【収入の部】

(単位：円)

科目		R5予算額	R5決算額	比較増減	決算内訳
市町村	負担金	8,780,000	8,780,000	0	魚津市 2,400,000 黒部市 2,400,000 滑川市 2,000,000 入善町 990,000 朝日町 990,000
	デジタル田園都市国家構想推進事業補助金分	2,000,000	2,000,000	0	魚津市 500,000 黒部市 500,000 滑川市(上記負担金を含む) 0 入善町 500,000 朝日町 500,000
会費		244,000	229,000	▲ 15,000	法人格を有する社員 @5,000×43団体 その他の社員 @2,000×7名
その他補助金等		0	290,000	290,000	北陸DC交流会会費等
雑収入		585	39	▲ 546	利息等
前年度繰越金		1,163,415	1,163,415	0	
合計		12,188,000	12,462,454	274,454	

※デジタル田園都市国家構想推進事業補助金(「立山黒部」世界ブランド化推進事業)各自治体50万円は負担金の内数に計上

【支出の部】

(単位：円)

科目		R5予算	R5決算額	比較増減	予算内訳
事業費		11,737,000	11,228,008	▲ 508,992	
にいかわ地域誘客促進事業		5,200,000	5,022,473	▲ 177,527	北陸デスティネーションキャンペーン関連事業費 3,823,473
					観光プロモーション事業費 1,199,000
情報発信事業	1,427,000	1,425,500	▲ 1,500	観光圏HPサーバー管理委託料 126,500 観光圏HP改修委託料 99,000 観光局情報発信委託料 1,200,000	
地域人材育成・連携強化事業	290,000	0	▲ 290,000	研修会講師謝礼金・交通費 0 研修会施設使用料 0 先進地視察等 0	
インバウンド対策推進事業	4,820,000	4,780,035	▲ 39,965	インバウンド対策・誘客促進事業(セールスコール台湾・シンガポール・海外情報発信) 3,323,635 多言語パンフレット増刷 1,456,400	
事務費		451,000	140,063	▲ 310,937	
会議費	120,000	51,160	▲ 68,840	総会等会場使用料	
消耗品費	86,000	14,300	▲ 71,700	事務用品・消耗品	
通信費	90,000	38,298	▲ 51,702	郵送料	
手数料	115,000	36,305	▲ 78,695	登記変更手数料・振込手数料	
旅費	40,000	0	▲ 40,000	事務関係出張旅費	
小計	12,188,000	11,368,071	▲ 819,929		
予備費(繰越金)	0	1,094,383	1,094,383		
合計	12,188,000	12,462,454	274,454		

色付きはデジタル田園都市国家構想推進事業補助金(「立山黒部」世界ブランド化推進事業)の事業対象分

## 貸借対照表

(単位:円)

令和6年3月31日現在

資産の部

### 【流動資産】

普通預金一般会計	1,094,383	
流動資産合計		1,094,383

### 【固定資産】

(有形固定資産)

工具器具備品	1	
有形固定資産合計	1	
固定資産合計		1
資産合計		1,094,384

		負債の部	
【流動負債】			
	流動負債合計	0	
	負債合計	0	
		純資産の部	
【株主資本】			
	資本金	0	
(利益剰余金)			
	繰越利益剰余金	1,094,384	
	利益剰余金合計	1,094,384	
	株主資本合計	1,094,384	
	純資産合計	1,094,384	
	負債・純資産合計	1,094,384	

## 損益計算書

(単位:円)

自 令和5年4月 1日  
至 令和6年3月31日

【販売費及び一般管理費】			
1 外 注 費	8,572,608		
2 広 告 宣 伝 費	1,199,000		
3 消 耗 品 費	14,300		
4 租 税 公 課	0		
5 支 払 報 酬	0		
6 減 価 償 却 費	0		
7 印 刷 製 本 費	1,456,400		
8 会 場 借 上 料	51,160		
9 役 務 費	74,603		
10 使 用 料	0		
11 旅 費 及 び 交 通 費	0		
12 負 担 金	0	11,368,071	
営 業 損 失		11,368,071	
【営業外収益】			
負 担 額	10,780,000		
補 助 金	0		
雑 収 入	290,039		
一 般 会 計 負 担 金			
一 般 会 計 会 費	229,000	11,299,039	
経 常 利 益		-69,032	
税 引 前 当 期 純 利 益		-69,032	
当 期 純 利 益		-69,032	

# 監 査 報 告

一般社団法人富山湾・黒部峡谷・越中にいかわ観光圏協議会の

令和5年度事業並びに収支決算について諸帳簿、証拠書類等を精査

した結果、その内容は適正であることを認めます。

令和6年6月7日

一般社団法人富山湾・黒部峡谷・越中  
にいかわ観光圏協議会

監事

谷川 悠



監事

中 不 利 明



議案第4号

令和6年度 富山湾・黒部峡谷・越中にかわ観光圏協議会事業計画  
について

令和6年6月27日 提 出

一般社団法人富山湾・黒部峡谷・越中にかわ  
観光圏協議会 会長 武 限 義 一

記

令和6年度 富山湾・黒部峡谷・越中にかわ観光圏協議会事業計画

令和6年度  
一般社団法人富山湾・黒部峡谷・越中にかわ観光圏協議会事業計画

**【基本方針】 連携・誘客・充実 → 経済活性化**

当観光圏協議会では、にかわ地域における観光振興による地域の活性化、交流人口の拡大を図るため、①北陸新幹線の敦賀開業などの好機を活かし北陸デスティネーションキャンペーンをはじめとした、にかわ地域への誘客促進のための観光プロモーション事業を企画・実施する。

また、②域内の観光情報やイベント情報について、SNS や観光圏ホームページ等を通じて、積極的に情報発信するとともに、民間事業者や観光関係者と行政が連携し、③インバウンド対応等を目的とした研修会を開催するなど地域の観光を担う人材育成のための環境を整備する。

さらに、④海外旅行者の誘客を図るため、海外旅行博への出展や海外インフルエンサー等を招聘したファムトリップ等を通じ、にかわ地域の魅力を海外に発信することで誘客促進に繋げるとともに、受入体制の整備を推進する。

## 会議の開催

### ■理事会・総会（1回）

- ・令和5年度事業及び決算報告、令和6年度事業計画及び予算案等については、新川地域観光開発協議会の解散に伴い、当協議会でその事業を引き継ぎ、さらに発展させる事業内容について審議・承認を諮ることを目的に、観光圏協議会理事及び社員を招集し、理事会及び定時社員総会を開催する。

### ■幹事会（2回）

- ・令和6年度事業の執行及び新川地域観光開発協議会の解散に伴い、当協議会でその事業を引き継ぎ、さらに発展させる事業内容についての協議を目的として、各市町の課長及び担当者、商工団体、観光団体で構成された幹事会を開催する。

### ■担当課長会議（5回）

- ・協議会の円滑な運営補助及び新川地域観光開発協議会の解散に伴い、当協議会でその事業を引き継ぎ、さらに発展させる事業内容についての協議を目的として、各市町の課長及び担当者で構成された担当課長会議を開催する。

### ■担当者会議（随時）

- ・事業計画に基づき、具体的な実務の検討を行うことを目的に市町担当者等で構成された担当者会議を開催する。



**①にいかわ地域誘客促進事業** (予算額 6,500 千円)

- 北陸デスティネーションキャンペーン関連事業費 (3,000 千円)
  - ・北陸新幹線の敦賀開業や新たな観光ルートとして期待されている黒部宇奈月キャニオンルートなどの機会を活かし、国内外の旅行者向けににいかわ地域の魅力と認知度向上を図るため、富山県と連携し、北陸デスティネーションキャンペーンに係るプロモーション事業を展開する。

- 観光プロモーション事業費 (1,200 千円)
  - ・SNS等を活用したデジタルマーケティングのほか、春シーズンに向けたにいかわ地域の認知度向上、誘客促進に資するプロモーションを展開する。

- ツーリズムエキスポ等国内出向宣伝関連事業費 (2,300 千円)  
(新川地域観光開発協議会から承継)

- ・世界最大級の旅の総合イベントであるツーリズムエキスポ(東京)において、旅行・観光関係者を対象に観光資源のPR、商談会を実施するほか、にいかわ地域の特産品販売等を通じた魅力発信のため国内の出向宣伝を実施する。

(参考：国内出向宣伝)

R5年度 にいかわ観光圏：北陸DC 開発協：ツーリズムエキスポ、大宮  
R6年度案 北陸DC、ツーリズムエキスポ、国内

**②情報発信事業** (予算額 1,427 千円)

- にいかわ観光圏ホームページサーバー管理業務委託 (127 千円)
  - ・Webを活用した情報発信等を行うため、にいかわ観光圏ホームページサーバーの管理を委託する。

- にいかわ観光圏ホームページ改修委託 (100 千円)
  - ・着地型旅行商品等の情報発信を行うため、ホームページの運用管理及びにいかわ観光圏の社員紹介ページの改修等の業務を委託する。

- にいかわ観光圏情報発信業務委託 (1,200 千円)
  - ・にいかわ観光圏域で実施するイベントや観光情報を黒部市地域観光ギャラリー及び観光案内所における宣伝及び情報発信業務を委託する。

**③地域の人材育成・連携強化事業** (予算額 290 千円)

- 研修会、講習会、先進地視察、ワークショップ等の開催
  - ・インバウンド対応等を目的とした研修会、講習会、また、先進地視察等を通じて、にいかわ地域の観光振興を担う人材の育成と連携を強化する。
  - ・会員数の増加を図り、会員相互の連携を強化する。

#### ④インバウンド対策推進事業

(予算額 4,850 千円)

- インバウンド対策・誘客促進事業の実施 (3,850 千円)
  - ・海外旅行博への出展、または海外インフルエンサーや旅行事業者等を招聘し、にいかわ地域への誘客を促進するためのファムトリップを実施する。
- 多言語パンフレット等の増版 (1,000 千円)
  - ・出向宣伝等で使用する多言語パンフレットの増版、新規ノベルティの作成等を行う。
- 中華圏への情報発信 (0 千円)
  - ・事業者からの提案を受け、実証実験的に中国で最も利用のある情報シェアアプリ(レッド)を活用した情報発信を実施する。

#### ⑤新川地域観光開発協議会からの事業承継に伴う取組と負担金等の考え方

- 新川地域観光開発協議会からの事業承継
  - ・にいかわ地域へのさらなる誘客を促進するための体制強化として、新川地域観光開発協議会の発展的解散に資する事業内容の協議を行う。
  - ・構成団体の負担を軽減するとともに、情報発信の効率化などを図り、より一層のにいかわ地域への誘客を促進する。
- 承継する主な事業
  - ・ツーリズムエキスポ等国内出向宣伝関連事業 (前頁に記載あり)
- 負担金
  - ・3市2町の自治体については、従前のにいかわ観光圏協議会の負担金に加え、新川地域観光開発協議会負担金の1/2を加算した額へ変更。

(千円)

自治体	負担金額	内訳		参考 開発協負担金
		観光圏分	開発協分	
滑川市	2,150	2,000	150	300
魚津市	3,250	2,900	350	700
黒部市	3,250	2,900	350	700
入善町	1,590	(※1) 1,490	100	200
朝日町	1,590	1,490	100	200

(※1) 額の内、各自治体 500 千円はデジタル田園都市国家構想推進事業補助金

- ・3市2町の観光団体については、従前のにいかわ観光圏の会費(法人格を有する社員 5 千円、その他社員 2 千円)を取りやめ、下記負担金額へ変更。

(千円)

観光団体	負担金額	参考 開発協負担金
滑川市観光協会	25	50
魚津市観光協会	25	50
(一社)黒部・宇奈月温泉観光局	150	300
入善町観光物産協会	25	50
(一社)朝日町観光協会	25	50

令和6年度 富山湾・黒部峡谷・越中にいかわ観光圏 実施事業スケジュール

(円)

事業名(事業概要)		事業費	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
<b>事業費</b>		<b>13,067,000</b>														
<b>(1) にいかわ地域誘客促進事業</b>		<b>6,500,000</b>														
北陸デスティネーションキャンペーン等関連事業費	・北陸デスティネーションキャンペーンの出向宣伝等に係る経費	3,000,000	←			企画・調整・発注			北陸DCイベント 石川県南加賀エリア等		→				富山県と連携して実施	
にいかわ地域観光プロモーション	・SNS等デジタルマーケティングを活用したにいかわ地域のプロモーション活動事業費	1,200,000							←		企画・調整・発注		→		実施	SNS等を活用したデジタルマーケティングの実施。
ツーリズムエキスポ等国内出向宣伝関連事業費	・ツーリズムエキスポジャパン及び国内出向宣伝等に係る経費	2,300,000	←			企画・調整・発注			ツーリズム エキスポジャパン(東京)		→			企画・調整・発注 国内出向宣伝	新川地域開発協議会からの引継事業	
<b>(2) 情報発信事業</b>		<b>1,427,000</b>														
にいかわ観光圏の魅力発信	・観光圏HPからの情報発信	227,000	←			通年実施			→				ホームページ管理・改修。			
	・地域観光ギャラリー等での情報発信	1,200,000	←			通年実施			→				地域のイベントにあわせてギャラリーを装飾しPRを図る。			
<b>(3) 地域の人材育成・連携強化事業</b>		<b>290,000</b>														
研修会の実施	・研修会の開催(年1回)	100,000							←		テーマ・講師の選定 研修会の実施		→			国内外の情勢により、研修・勉強会のテーマを設定。
勉強会・視察等の実施	・観光圏課題解消勉強会や視察等	190,000							←		先進地視察・勉強会実施		→			
<b>(4) インバウンド対策</b>		<b>4,850,000</b>														
インバウンド対策推進事業	海外旅行博への出展又は海外インフルエンサー等のファムトリップの実施	3,850,000							←		企画・調整		→		実施・報告	海外旅行博への出展、ファムトリップを通じた海外旅行者誘致のための観光プロモーションを実施
	・多言語パンフレット等の増版費	1,000,000							←		企画・調整・準備		→		実施・受入 周知・検証・フィードバック	必要に応じて、上記事業実施のために必要なものを作成
<b>(5) 新川地域観光開発協議会からの事業継承</b>		<b>0</b>														
新川地域観光開発協議会からの事業継承		0	←			通年実施			→							
<b>事務費</b>		<b>413,000</b>														
会議費・事務費・予備費		413,000														
		<b>計 13,480,000</b>														

議案第5号

令和6年度 富山湾・黒部峡谷・越中にかわ観光圏協議会収支予算  
について

令和6年6月27日 提 出

一般社団法人富山湾・黒部峡谷・越中にかわ  
観光圏協議会 会長 武 限 義 一

記

令和6年度 富山湾・黒部峡谷・越中にかわ観光圏協議会収支予算

(一社)富山湾・黒部峡谷・越中にいかわ観光圏協議会 令和6年度 予算

【収入の部】

(単位：円)

科目	R5予算額	R6予算額	比較増減	予算内訳	
負担金	8,780,000	10,080,000	1,300,000	滑川市	2,150,000
				魚津市	2,750,000
				黒部市	2,750,000
				入善町	1,090,000
				朝日町	1,090,000
				滑川市観光協会	25,000
				魚津市観光協会	25,000
				黒部・宇奈月温泉観光局	150,000
				入善町観光物産協会	25,000
				朝日町観光協会	25,000
デジタル田園都市国家構想推進事業補助金分	2,000,000	2,000,000	0	滑川市 (上記負担金に含む)	0
				魚津市	500,000
				黒部市	500,000
				入善町	500,000
				朝日町	500,000
会費	244,000	208,000	▲ 36,000	法人格を有する社員 @5,000×40名 その他の社員 @2,000×4名	200,000 8,000
その他補助金等	0	0	0		
雑収入	585	97,617	97,032	新川地域観光開発協議会から96,943円、利息等	
前年度繰越金	1,163,415	1,094,383	▲ 69,032		
合計	12,188,000	13,480,000	1,292,000		

※デジタル田園都市国家構想推進事業補助金（「立山黒部」世界ブランド化推進事業）各自治体50万円は負担金の内数に計上

【支出の部】

(単位：円)

科目	R5予算額	R6予算額	比較増減	予算内訳	
事業費	11,737,000	13,067,000	1,330,000		
にいかわ地域誘客促進事業	5,200,000	6,500,000	1,300,000	北陸グスティネーションキャンペーン関連事業費	3,000,000
				観光プロモーション事業費	1,200,000
				ツーリズムエキスポ等国内出向宣伝関連事業費 (新川地域開発協議会から承継)	2,300,000
情報発信事業	1,427,000	1,427,000	0	観光圏HPサーバー管理委託料	127,000
				観光圏HP改修委託料	100,000
				観光局情報発信委託料	1,200,000
地域人材育成・連携強化事業	290,000	290,000	0	研修会講師謝礼金・交通費	100,000
				研修会施設使用料	80,000
				先進地視察等	110,000
インバウンド対策推進事業	4,820,000	4,850,000	30,000	インバウンド対策・誘客促進事業 (海外旅行博への参加又は海外KOL招聘ファムトリップ)	3,850,000
				多言語パンフレット等増刷費	1,000,000
事務費	451,000	413,000	▲ 38,000		
会議費	120,000	100,000	▲ 20,000	総会等会場使用料	
消耗品費	86,000	68,000	▲ 18,000	事務用品・消耗品	
通信費	90,000	90,000	0	郵送料	
手数料	115,000	115,000	0	登記変更手数料・振込手数料	
旅費	40,000	40,000	0	事務関係出張旅費	
小計	12,188,000	13,480,000	1,292,000		
予備費	0	0	0		
合計	12,188,000	13,480,000	1,292,000		

色付きはデジタル田園都市国家構想推進事業補助金（「立山黒部」世界ブランド化推進事業）の事業対象分

一般社団法人富山湾・黒部峡谷・越中にかわ観光圏協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人富山湾・黒部峡谷・越中にかわ観光圏協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を富山県黒部市三日市 1301 番地に置く。

(目的)

第3条 当法人は、新川地域の観光事業の一層の連携を図り、国内外からの観光旅客の来訪・滞在を促進することにより、もって地域経済の活性化を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 富山湾・黒部峡谷・越中にかわ観光圏整備計画の策定に関する業務
- (2) 富山湾・黒部峡谷・越中にかわ観光圏整備実施計画に関する業務
- (3) 観光圏整備事業費補助事業に関する業務
- (4) 新川地域の認知度向上及び観光客の誘致並びに満足度の向上のための事業
- (5) その他当法人の目的達成に必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、富山県黒部市三日市 1 3 0 1 番地所在黒部市役所の掲示場に掲示して行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員になるには、当法人所定の様式による申し込みをし、会長の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するために、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。

- (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 半年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第9条 社員は、別に定める退社届けを提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 当法人の社員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

2 社員は、その氏名又は名称及び住所に変更があったときは、遅滞なく当法人にその旨を届けなければならない。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎年6月に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(社員総会の招集請求)

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権

の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項  
(議決権)

第17条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、当該社員総会において社員の中から選出する。

(協議結果の取扱い)

第19条 社員総会において協議が調った事項については、当法人の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員の現在数、当該総会に出席した社員数、当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した社員の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

4 議事録は、社員総会の日から10年間主たる事務所に備えておかなければならない。

#### 第4章 役員等

(役員を設置)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を代表理事とする。



- 3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。
- 4 代表理事を会長とし、理事のうち、4名以内を副会長とすることができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務権限)

第23条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

第27条 当法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問の委嘱は、会長が理事会の承認を得て行う。
- 3 顧問は、当法人の業務に関し、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 事務局

(事務局)

第33条 当法人の業務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の構成員及び所掌事務は、理事会で定める。

(設置場所)

第34条 当法人の事務局は、黒部市産業振興部商工観光課において処理する。

## 第7章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様である。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に順じ、収入を得又は支出すること

ができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第2号及び第3号の書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成21年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第41条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号	魚津市長	澤崎	義敬
富山県滑川市寺家町104番地	滑川市長	中屋	一博
富山県黒部市三日市725番地	黒部市長	堀内	康男
富山県下新川郡入善町入膳3255番地	入善町長	米澤	政明
富山県下新川郡朝日町道下1133番地	朝日町長	魚津	龍一

(法令の準拠)

第42条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人富山湾・黒部峡谷・越中にいかわ観光圏協議会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成21年2月9日

設立時社員 魚津市長 澤崎 義敬

設立時社員 滑川市長 中屋 一博

設立時社員 黒部市長 堀内 康男

設立時社員 入善町長 米澤 政明

設立時社員 朝日町長 魚津 龍一

附則（平成28年6月28日）

この定款は平成28年6月28日から施行する。

附則（令和3年6月28日）

この定款は令和3年6月28日から施行する。

一般社団法人富山湾・黒部峡谷・越中にかわ観光圏協議会社員名簿

【社員】		(敬称略)	
名称	役職	氏名	備考
滑川市	滑川市長	水野 達夫	理事
魚津市	魚津市長	村椿 晃	理事
入善町	入善町長	笹島 春人	理事
朝日町	朝日町長	笹原 靖直	理事
黒部市	黒部市長	武隈 義一	理事
富山県地方創生局観光振興室	観光戦略課長	中川 千映	理事
魚津商工会議所	会頭	大愛 高義	理事
黒部商工会議所	会頭	川端 康夫	理事
入善町商工会	会長	藤井 開	理事
朝日町商工会	会長	深松 隆	理事
魚津市農業協同組合	代表理事組合長	松崎 映憲	
黒部市農業協同組合	代表理事組合長	平野 正義	
みな穂農業協同組合	代表理事組合長	矢木 龍一	
魚津漁業協同組合	代表理事組合長	濱住 博之	
くろべ漁業協同組合	代表理事組合長	大野 久芳	
入善漁業協同組合	代表理事組合長	池田 博	
朝日町漁業協同組合	代表理事組合長	水島 洋	
日本海シーライン開発株式会社	代表取締役会長	石崎 由則	
株式会社金太郎温泉	代表取締役社長	木下 荘司	
宇奈月温泉旅館協同組合	理事長	濱田 政利	
一般社団法人黒部・宇奈月温泉観光局	代表理事	川端 康夫	
富山地方鉄道株式会社	代表取締役社長	中田 邦彦	
黒部峡谷鉄道株式会社	代表取締役社長	鈴木 俊茂	
下中タクシー協議会	会長	神谷 慶志郎	
中日本高速道路株式会社金沢支社 富山高速道路事務所	所長	三井 貴行	
特定非営利活動法人黒部まちづくり協議会	会長	松下 哲也	
YKK株式会社黒部事業所	副社長・黒部事業所長	小林 聖子	
関西電力株式会社北陸支社	支社長	須谷 浩史	
株式会社魚津シーサイドプラザ	代表取締役	水白 均	
株式会社新川コミュニティ放送	代表取締役	長谷川 光一	
株式会社ニュージャパントラベル	代表取締役	松田 隆	
黒部観光旅館組合	組合長	佐々木 泉	
宮崎海岸観光組合	組合長	米谷 嘉夫	
滑川市観光協会	会長	早川 祐一	
魚津市観光協会	会長	木下 荘司	
入善町観光物産協会	会長	笹島 春人	
一般社団法人朝日町観光協会	会長	加藤 好進	
魚津タクシー協会	代表	佐々木 祐司	
一般社団法人黒部・宇奈月温泉観光局(学識経験)	局長	坂井 英次	
株式会社ジェック経営コンサルタント	代表取締役社長	山瀬 孝	
富山空港ターミナルビル株式会社	代表取締役社長	今井 光雄	
あいの風とやま鉄道株式会社	代表取締役社長	伍嶋 二美男	
有限会社はなと	代表取締役	花當 準二	
株式会社海洋深層水かきセンター	取締役社長	津久井 研悟	
有限会社 八木商店	代表取締役	八木 弥須宏	
小川温泉湯元 ホテルおがわ	副支配人	小松 健司	
株式会社 サトウトラベル	代表取締役	佐藤 北斗	
名鉄観光サービス株式会社 富山支店	支店長	藤野 直裕	
(株)日本旅行TIS富山支店	支店長	林 良孝	
東武トップツアーズ株式会社	支店長	伊藤 信彦	
富山テレビ放送株式会社	代表取締役	中西 修	
株式会社すがの印刷	代表取締役	菅野 寛二	
株式会社チューリップテレビ	代表取締役社長	山野 昌道	
株式会社JTBコミュニケーションデザイン北陸オフィス	北陸エリア長	長澤 玄成	

【顧問】			
名称	役職	氏名	備考
国土交通省北陸信越運輸局	局長	佐橋 真人	
富山県地方創生局	局長	田中 雅敏	

※顧問の就任については、今総会において報告いたします。